川内村選挙管理委員会告示第２５号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第７４条の２第２項の規定により、令和８年８月２１日から同年８月２７日までの７日間、福島県双葉郡川内村条例制定（改廃）請求者署名簿を関係人の縦覧に供したところ異議の申出がなかったので、当該期間の経過により署名の効力が確定した結果、有効署名の総数は、次のとおりとなりました。

令和８年８月２８日

川内村選挙管理委員会
委員長　齊藤　美喜男

有効署名の総数　　２１０